

## さぬき市まちづくり寄附金事務の一括代行業務委託提案公募要領

### 1 趣旨

本市では、ふるさと納税制度を活用したさぬき市まちづくり寄附制度(以下「まちづくり寄附制度」という。)を実施し、本市のまちづくりを応援していただける方からその財源として広く寄附金を募っている。

今般、さぬき市の魅力及びまちづくり寄附制度をより広く周知し、また、寄附者に対する返礼品等に関するPRを強化することにより、寄附者の増加を図ることを目的として、インターネットを利用したふるさと納税ポータルサイトへの返礼品等の掲載業務等、まちづくり寄附制度の実施に関連する業務を、豊富な経験を有する事業者に一括して委託することとした。

そこで、業務の受託を希望する者からの幅広い提案を踏まえて最適な委託先事業者を選定するため、業務委託提案公募(以下「提案公募」という。)を実施するものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

さぬき市まちづくり寄附金事務の一括代行業務

#### (2) 業務の内容

主な委託業務の内容は、次のとおり。ただし、詳細は、さぬき市まちづくり寄附金事務の一括代行業務委託仕様書(以下「委託仕様書」という。)による。

- ①インターネットを利用したふるさと納税ポータルサイトへの本市、まちづくり寄附制度及び返礼品等に関する事項の掲載
- ②寄附者に提供する返礼品等の発注及び配送
- ③寄附者及び返礼品提供事業者等からの問合せ対応
- ④新たな返礼品の開拓・拡充

#### (3) 契約期間等

本件業務委託に係る契約期間は契約締結日から令和6年9月30日までとし、業務開始日は令和3年10月1日とする。

なお、本件契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約とし、契約締結日の属する年度の翌年度以降の本市の歳入歳出予算において、関連する予算が承認されない等により本

件事業又は業務の委託を実施できなくなった場合は、契約は、解除されるものとする。(解除条件付き長期継続契約)

(4) 契約金額

(2)①のポータルサイトにより取り扱った寄附金額に、市と事業者とが約定する割合を乗じて得た金額を委託料の額とする。(なお、想定される寄附金額等の詳細は、委託仕様書に示すところによる。)

また、委託料については、月次報告等に基づき、本市が必要な検収を行った上で、当該検収に合格した場合において、受託者からの請求により支払うものとする。

3 参加資格要件

本提案公募に参加するためには、次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、委託仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有することを条件とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 国税、香川県税及びさぬき市税に滞納がないこと。
- (3) さぬき市内に事務所・事業所を有する場合は、さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の規定による設立・開設の申告がなされていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (8) 5(1)に定めるところにより参加表明書を提出する時点において、さぬき市建設工事指名停止等措置要領（平成14年さぬき市告示第36号）の規定による指名停止の措置がなされていないこと。

- (9) 他の地方公共団体において、2(2)に掲げるものに相当するふるさと納税に係る業務を一括して受託した実績を有すること。
- (10) 個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、情報セキュリティに関して必要な措置を講じていること。
- (11) 次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - イ 暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
  - ウ 役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ク アからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて参加する者

#### 4 スケジュール

本提案公募の実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容	日付（期限は全て午後5時必着）
提案公募の公告・公表	令和3年 6月 8日（火）
質問書の提出期限	令和3年 6月14日（月）
質問に対する回答期限	令和3年 6月21日（月）
参加表明書等の提出期限	令和3年 6月25日（金）
参加資格審査結果通知の発送	令和3年 7月 2日（金）
提案書等の提出期限	令和3年 7月16日（金）
審査（プレゼンテーション）の実施	令和3年 7月20日（火）から 令和3年 7月30日（金）までの間
選定（非選定）結果通知	令和3年 8月上旬
業務委託に係る協議	令和3年 8・9月中

契約の締結	契約内容の確定後
委託業務の運用開始	令和3年10月1日（金）

## 5 参加表明書等の提出

本提案公募への参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる提出書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加表明書等に基づく審査により参加資格要件に該当しないと認められた者は、本提案公募に参加することはできない。

### (1) 提出書類

	提出書類	留意点
1	参加表明書（様式1）	契約時に使用する印鑑の押印をすること。
2	県内事務所・事業所一覧表（様式2）	令和3年6月1日時点
3	会社概要書（様式3）	令和3年6月1日時点
4	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月を超えないもの。写し可。）
5	プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価の認証取得証書の写し	
6	国税、香川県税及びさぬき市税に滞納がないことが分かる書類	直近の年度のものであり、かつ、発行後3か月を超えないもの
7	さぬき市税条例による設立・開設の申告がなされていることが分かる書類	さぬき市内に事務所・事業所を有する場合に限る。

### (2) 提出部数 各1部

### (3) 提出期限 令和3年6月25日（金）午後5時必着

ただし、受付時間は、午前8時30分から午後5時までの間（市役所閉庁日を除く。）とする。

(4) 提出先及び方法

18(6)に記載の担当課・係（以下「担当課」という。）へ持参又は郵送

※郵送する場合は、書留等の配達日時が分かる方法で送付すること。

※参加表明書等提出後、都合により参加を辞退する場合は、提案公募  
辞退届（様式4）を持参又は郵送により提出すること（郵送により  
提出する場合は、簡易書留とすること。）。

6 質疑応答

5の参加表明書等の提出に先立ち、質問を受け付け、対応する。

(1) 本提案公募に関する質問がある場合は、質問事項を記載した質問書（様式第5号）を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和3年6月14日（月）午後5時必着

イ 提出方法 質問書（様式5）を電子メールにより18(6)に記載のメールアドレスに送付すること。その際、送信した旨を担当課に電話連絡すること。

(2) 提出期限までに提出された質問事項については、令和3年6月21日（月）までに、それぞれの質問者に対して個別に電子メールにより回答する。

(3) 次のような質問に対しては、回答しない。

ア 本提案公募要領に関する質問者の明らかな誤読に基づく質問

イ 本提案公募に関する意見

ウ 質問者が提案しようとする内容についての是非を問うもの

エ 本提案公募に対する質問であっても、自ら判断・調査すべきもの

オ 本提案公募に関係しないもの

カ 電話、口頭による質問

キ 質問書の提出期限後の質問

(4) (2)により回答した全ての質問事項及び当該回答の内容は、質問者名を伏せた上で、参加表明書等を提出した全ての者に対し、通知する。

ただし、質問事項が、質問をした参加希望者の具体的な提案内容に密接に関わる可能性があるると認めるときは、当該質問事項については通知しない場合がある。

7 参加資格の審査結果の通知

(1) 提出された参加表明書等に基づき、当該参加希望者が3の参加資格要件に該当するかどうかの確認を行い、その結果を、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書により通知する。

ア 参加資格を有すると認めた者については、参加資格を有する旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者については、参加資格を有しない旨及びその理由

(2) 参加資格の審査結果については、(1)の通知書による通知とは別に、令和3年7月2日(金)に電子メールにより、参加表明書等を提出した者に対し連絡をする。

(3) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

## 8 提案書、提案価格積算書等の提出

7(1)アの通知を受けた者は、次のとおり作成した提案書及び提案価格積算書(様式6)等を提出しなければならない。

### (1) 内容及び構成等

委託仕様書に示す業務内容を満たした上で、提案書を提出すること。

なお、提案書の構成、順序は次の項目番号のとおりとする。

① 返礼品調達及び配送等管理業務

② ふるさと納税ポータルサイト連携業務

③ 寄附者等からの問合せ・苦情等対応業務

④ 寄附採納証明書、お礼状、ワンストップ特例申請書等の作成・発送業務

⑤ 寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成に必要な寄附者情報データの提供等、申告特例通知書作成支援業務

⑥ 返礼品事業者及び返礼品の開拓・拡充業務

⑦ まちづくり寄附のプロモーション支援業務及びふるさと納税制度の活用促進に係るコンサルティング業務

⑧ 前各号のほか、不測の事態への対応及びさぬき市まちづくり寄附金事務の円滑化に資する業務

⑨ 業務遂行体制及び導入計画について

⑩ 情報セキュリティ対策について

提案に当たっては、「さぬき市まちづくり寄附金事務の一括代行業務委託に関する審査評価票」を参照すること。

なお、提案内容は、全て実現可能なものに限りに、根拠を含め、できる限り具体的に記述すること。また、運用時に提案内容が実現できない場合は、代替手段により実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

(2) 様式

提案書の様式は、次に定めるもののほか、自由とする。

- ・用紙サイズ：A4判
- ・原稿の向き：縦・横自由
- ・枚数：不問

(3) 提案価格積算書等

委託仕様書の内容及び算定条件に基づき1年間の提案価格を概算し、提案価格積算書（様式6）に金額（消費税及び地方消費税込み）を記述すること。なお、寄附金等積算条件については、（別紙）提案価格内訳書を参照し、併せて同提案価格内訳書を提出すること。

(4) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）※副本は複写可

- ①提案書等の提出は、1者につき1案とする。
- ②提出書類は、ファイル（A4-S）に綴じ、目次及び頁番号を付けること。なお、ファイル表紙に業務名・会社名・提出日、背表紙に会社名を記載し、上記項目番号のインデックスを付けること。

(5) 提出期限 令和3年7月16日（金）午後5時必着

ただし、受付時間は、午前8時30分から午後5時までの間（市役所閉庁日を除く。）とする。

(6) 提出先及び方法

担当課へ持参又は郵送

※郵送する場合は、書留等の配達日時が分かる方法で送付すること。

※電子メール又はファクシミリによる提出は、認めない。

(7) 提案書提出後の内容変更及び追加は、認めない。

9 プレゼンテーションの実施

選考に当たっては、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションは、原則として、業務について総括的な説明・質疑応答が可能な者が行うこと。

- (1) 日程等 令和3年7月20日（火）から令和3年7月30日（金）までの間で実施予定。

新型コロナウイルス感染症対策のため、プレゼンテーションは、オンラインで実施する場合がある。詳細は、令和3年7月2日（金）電子メールにより参加資格を有する全ての者に対し、日時、場所等とともに通知する。

- (2) 所要時間 約40分（提案書説明20分、質疑応答20分）
- (3) 順番 原則として、参加申込書の受付順とする。

## 10 審査・受託予定者決定方法

### (1) 審査

提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について「さぬき市まちづくり寄附金事務の一括代行業務委託に関する審査評価票」に沿って審査・採点を行い、最高得点を獲得した提案者を本業務の受託予定者に決定する。なお、得点が同点となる者が2者以上あるときは、審査員の合議により順位を決定する。

また、審査内容は、公表しない。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、提案者に文書で通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

- (3) 提案者が1者のみであった場合でも、本提案公募は、有効とする。ただし、全ての提案者が必要最低限の点数（総点数の5割）を得られなかった場合は、本提案公募は無効とする。

## 11 受託予定者との事前協議等

10により受託予定者に決定した者は、提出した提案書等に基づいて本市と契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、改めて見積書を提出しなければならない。

## 12 契約

11による協議に基づき、契約書を作成し、契約の締結を行う。契約締結日は、協議を行った上で、改めて決定する。



13 契約保証金

さぬき市契約規則（平成14年4月1日規則第45号）第24条各号のいずれかに該当する場合に限り、免除する。

14 業務構築期間

契約締結の日から令和3年9月30日までを委託業務構築期間とし、受託者は、当該期間内に、委託業務を遂行する準備を完了するものとする。なお、委託業務構築期間中に発生する費用は、本市が認めた場合を除き、全て受託者の負担とする。

15 決定の取消し

次のいずれかに該当した場合は、その者に対する受託予定者の決定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この要領等で示された作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があったことが判明した場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

16 次順位者の繰上げ

受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、審査において次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務についての交渉を行うことができるものとする。

17 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由により提案公募を予定どおり実施することができないと判断するときは、提案公募の実施を中止し、又はこの要領で定める提案公募のスケジュールを変更することがある。

この場合において、参加希望者又は提案者が損害を受けることがあっても、本市はその責めを負わない。

18 その他

- (1) 提案公募及び本件業務委託に係る手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 参加表明及び提案に係る書類作成並びに提出等に要する費用は、全て参加希望者及び提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書その他の提出物は、返却しない。
- (4) 提案書その他の提出物は、提出者に断りなく、提案公募の目的以外の目的に使用しないものとする。
- (5) 郵送等において事故が起きた場合等は、提案書等の提出期限を延期するときがある。
- (6) 問合せ先

担当課・係 さぬき市総務部総務課 寄附係  
所在地 〒769-2195  
香川県さぬき市志度5385番地8  
TEL 087-894-1111  
FAX 087-894-4440  
E-mail [somu@city.sanuki.lg.jp](mailto:somu@city.sanuki.lg.jp)

※本件に関する問合せ・提出等の受付は、午前9時から午後5時まで  
(閉庁日を除く。)とする。